夫婦別氏

筒井、荒井

【ディベート課題】

1. 民法750条の定める夫婦同氏制は憲法に違反しないか。憲法違反とすれば、具体的に何の権利を侵害し、憲法何条違反となるのか。また最高裁判決にはどのような問題があるか。
2. 夫婦別氏制度を導入する場合、どのような制度にすべきか。

【参考条文】

憲法

１３条（個人の尊重）

　全て国民は、個人として尊重される。

生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大限の尊重を必要とする。

１４条（法の下の平等）

　すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

２４条（個人の尊厳と両性の本質平等）

　婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

民法７５０条（夫婦の氏）

夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。

【保護される権利】

　夫婦同氏制を違憲とする上で、以下の権利が保護利益と考えられる。

1. 憲法13条　幸福追求権

憲法13条は憲法に列挙されていない権利を導出する根拠となる一般的かつ包括的な権利。これにより基礎づけられる個々の権利は、裁判上の救済を受けることができる具体的権利である（判例）。

例）私生活上の自由、人格権、プライバシーに関する情報

○13条から導出できる権利についての学説

・人格的利益説（通説）：個人の人格的生存にとって不可欠ないし重要な権利が保証され　る

・一般的自由説：個人の自由な行動がすべて保障される

最高裁は人格的利益説をとり、選択的夫婦別氏制度に関する調査の回答から氏の変更を強制されない権利が人格的生存に不可欠であるとまではいえないとして、憲法で保障される具体的な権利として認めなかった。

* 人格権：人の生命・身体・自由・名誉などの人格的利益の総称。人格権には貞操・信用・氏名などが含まれると解されている。
* 氏名権：人格権の一内容。氏名を他人に冒用されない権利、氏名を正確に呼称される権利が判例で認められている。[[1]](#footnote-1)
* 氏の変更を強制されない権利：氏名権の中核をなす権利として、判例で主張された。

「氏について、本人の意に反してその変更が強制された場合、当該個人は、旧姓を通じて公私にわたり形成してきた人間関係、人や社会からの信頼・信用、人生そのものを分断され、精神的には人格や個人の尊厳そのものを否定される苦痛を被る」[[2]](#footnote-2)

1. 憲法24条　婚姻の自由

　条文では婚姻は両性の合意のみで成立するとされている。しかし、民法739条1項が婚姻の成立要件として婚姻の届出を定め、戸籍法74条は婚姻の届出において「夫婦が称する氏」を必要的記載事項としている。そのため、夫婦が同氏を名乗ることが婚姻の実質的要件になってしまっている。

1. 憲法14条　男女の平等

　憲法１４条の規定は２０世紀の社会福祉国家において、社会的、経済的弱者に対して、より厚く保護を与え、それによって他の国民と同等の自由と生存を保障していくことが要請される。（実質的平等）婚姻によって「夫又は妻の氏を称する」を定める民法７５０条は性差別の規定ではない。１９世紀から２０世紀にかけての市民社会におけるすべての個人を法的に均等に取扱い、その自由な活動を保障するという形式的平等の考えからするとこの規定は憲法に違反しているとは言えないが、現代の実質的平等の観点からみると、９８％を超える夫婦で夫の氏が選択されている現状からいえば、この規定は間接的な差別であり、憲法１４条に違反していると考えることができる。

｛夫婦別姓問題の現状｝

・７５０条夫婦同氏の原則の立法経緯

①明治民法－家制度に基づき、夫婦の氏の規定なし

　氏＝「家」の名＝家名

　婚姻－婚家への異動＝婚家の氏を称し、婚家の戸籍に入る＝同籍者同氏

　原則的に妻は夫の家に入る→夫の家の氏を称する。

②１９４７年民法改正→家制度の廃止、家名の存在基盤喪失

　「夫婦の氏」規定の必要性－（当初原則夫の氏）７５０条夫又は妻の氏の選択

夫婦新戸籍編製→同氏同籍－戸籍制度との連結

* 1. 家制度維持派に対する妥協―家族共同生活の氏を中心に現実に即して規制するこれまでの習俗に従う－消極的意味

③１９９６年民法改正案要綱－選択的夫婦別姓導入

　自民党内部などからの強い反対－家族を崩壊する、家族の一体性を壊す

・夫婦同氏の原則に対する問題点

①氏の人格的権利性、人格的利益－最判昭和６３・２・１６｛ＮＨＫ　日本語読み訴訟｝

　「氏名は、社会的に見れば、個人を他人から識別し特定する機能する機能を有するものであるが、同時にその個人からみれば、人が個人として尊重される基礎であり、その個人の人格の象徴であって、人格権の一内容を構成するものであるべきというべきである。」

※婚姻の際にいずれか一方に氏の変更を強制すること

→人格権（氏名保持権）の侵害（憲法１３条）

　氏の変更がもたらす違和感・精神的苦痛、社会的・職業上の不利益

②形式的・抽象的には平等、現実には９６％近くが夫の氏を選択→実質的不平等（憲法１４条、２４条１項）

③７５０条夫婦の氏－婚姻の効果＝婚姻によって生じる(絶対的)効果

　あるべき「婚姻像」の表現－ひとつ戸籍の氏で表示される夫婦

　婚姻届出の際、夫または妻の氏を選択→婚姻届の受理要件となる

　同氏強制→婚姻の自由（憲法２４条１項、１３条）の侵害

事案の概要

原告（控訴人、上告人）らが、夫婦が婚姻の際に定めるところに従い夫又は妻の氏を称すると定める民法７５０条の規定は、憲法１３条、憲法１４条１項、憲法２４条１項及び２項等に違反すると主張し、前記規定を改廃する立法措置をとらないという立法不作為の違法を理由に、被告（被控訴人、被上告人）国に対し、国家賠償法１条１項に基づき損害賠償を求めたところ、第一審及び控訴審とも原告らの請求が棄却されたため、原告らが上告した事案において、前記規定を改廃する立法措置をとらない立法不作為は、国家賠償法１条１項の適用上違法の評価を受けるものではなく、原告らの請求を棄却すべきものとした原審の判断は是認することができるとして、上告を棄却した事例（意見、補足意見、反対意見がある

主文

本件上告を棄却する。  
上告費用は上告人らの負担とする。

①憲法１３条　人格権の一内容である「氏の変更を強制されない自由」の侵害にあたるか

１　論旨は，本件規定が，憲法上の権利として保障される人格権の一内容である「氏の変更を強制されない自由」を不当に侵害し，憲法１３条に違反する旨をいうものである。  
２（１）氏名は，社会的にみれば，個人を他人から識別し特定する機能を有するものであるが，同時に，その個人からみれば，人が個人として尊重される基礎であり，その個人の人格の象徴であって，人格権の一内容を構成するものというべきである（[最高裁昭和５８年（オ）第１３１１号同６３年２月１６日第三小法廷判決・民集４２巻２号２７頁](http://lex.lawlibrary.jp/lexbin/LinkInyo.aspx?Bunban=27801465" \t "_blank)参照）。

（２）しかし，氏は，婚姻及び家族に関する法制度の一部として法律がその具体的な内容を規律しているものであるから，氏に関する上記人格権の内容も，憲法上一義的に捉えられるべきものではなく，憲法の趣旨を踏まえつつ定められる法制度をまって初めて具体的に捉えられるものである。  
　したがって，具体的な法制度を離れて，氏が変更されること自体を捉えて直ちに人格権を侵害し，違憲であるか否かを論ずることは相当ではない。

（３）そこで，民法における氏に関する規定を通覧すると，人は，出生の際に，嫡出である子については父母の氏を，嫡出でない子については母の氏を称することによって氏を取得し（民法７９０条），婚姻の際に，夫婦の一方は，他方の氏を称することによって氏が改められ（本件規定），離婚や婚姻の取消しの際に，婚姻によって氏を改めた者は婚姻前の氏に復する（同法７６７条１項，７７１条，７４９条）等と規定されている。また，養子は，縁組の際に，養親の氏を称することによって氏が改められ（同法８１０条），離縁や縁組の取消しによって縁組前の氏に復する（同法８１６条１項，８０８条２項）等と規定されている。  
　これらの規定は，氏の性質に関し，氏に，名と同様に個人の呼称としての意義があるものの，名とは切り離された存在として，夫婦及びその間の未婚の子や養親子が同一の氏を称するとすることにより，社会の構成要素である家族の呼称としての意義があるとの理解を示しているものといえる。そして，家族は社会の自然かつ基礎的な集団単位であるから，このように個人の呼称の一部である氏をその個人の属する集団を想起させるものとして一つに定めることにも合理性があるといえる。

（４）本件で問題となっているのは，婚姻という身分関係の変動を自らの意思で選択することに伴って夫婦の一方が氏を改めるという場面であって，自らの意思に関わりなく氏を改めることが強制されるというものではない。  
　氏は，個人の呼称としての意義があり，名とあいまって社会的に個人を他人から識別し特定する機能を有するものであることからすれば，自らの意思のみによって自由に定めたり，又は改めたりすることを認めることは本来の性質に沿わないものであり，一定の統一された基準に従って定められ，又は改められるとすることが不自然な取扱いとはいえないところ，上記のように，氏に，名とは切り離された存在として社会の構成要素である家族の呼称としての意義があることからすれば，氏が，親子関係など一定の身分関係を反映し，婚姻を含めた身分関係の変動に伴って改められることがあり得ることは，その性質上予定されているといえる。

（５）以上のような現行の法制度の下における氏の性質等に鑑みると，婚姻の際に「氏の変更を強制されない自由」が憲法上の権利として保障される人格権の一内容であるとはいえない。本件規定は，憲法１３条に違反するものではない。

３　もっとも，上記のように，氏が，名とあいまって，個人を他人から識別し特定する機能を有するほか，人が個人として尊重される基礎であり，その個人の人格を一体として示すものでもあることから，氏を改める者にとって，そのことによりいわゆるアイデンティティの喪失感を抱いたり，従前の氏を使用する中で形成されてきた他人から識別し特定される機能が阻害される不利益や，個人の信用，評価，名誉感情等にも影響が及ぶという不利益が生じたりすることがあることは否定できず，特に，近年，晩婚化が進み，婚姻前の氏を使用する中で社会的な地位や業績が築かれる期間が長くなっていることから，婚姻に伴い氏を改めることにより不利益を被る者が増加してきていることは容易にうかがえるところである。  
　これらの婚姻前に築いた個人の信用，評価，名誉感情等を婚姻後も維持する利益等は，憲法上の権利として保障される人格権の一内容であるとまではいえないものの，後記のとおり，氏を含めた婚姻及び家族に関する法制度の在り方を検討するに当たって考慮すべき人格的利益であるとはいえるのであり，憲法２４条の認める立法裁量の範囲を超えるものであるか否かの検討に当たって考慮すべき事項であると考えられる。

②憲法１４条１項　実質的に女性のみに不利益を負わせる点で平等違反といえるか

１　論旨は，本件規定が，９６％以上の夫婦において夫の氏を選択するという性差別を発生させ，ほとんど女性のみに不利益を負わせる効果を有する規定であるから，憲法１４条１項に違反する旨をいうものである。

２　憲法１４条１項は，法の下の平等を定めており，この　　　　　規定が，事柄の性質に応じた合理的な根拠に基づくものでない限り，法的な差別的取扱いを禁止する趣旨のものであると解すべきことは，当裁判所の判例とするところである（[最高裁昭和３７年（オ）第１４７２号同３９年５月２７日大法廷判決・民集１８巻４号６７６頁](http://lex.lawlibrary.jp/lexbin/LinkInyo.aspx?Bunban=27001913)，[最高裁昭和４５年（あ）第１３１０号同４８年４月４日大法廷判決・刑集２７巻３号２６５頁](http://lex.lawlibrary.jp/lexbin/LinkInyo.aspx?Bunban=27760999)等）。  
　そこで検討すると，本件規定は，夫婦が夫又は妻の氏を称するものとしており，夫婦がいずれの氏を称するかを夫婦となろうとする者の間の協議に委ねているのであって，その文言上性別に基づく法的な差別的取扱いを定めているわけではなく，本件規定の定める夫婦同氏制それ自体に男女間の形式的な不平等が存在するわけではない。我が国において，夫婦となろうとする者の間の個々の協議の結果として夫の氏を選択する夫婦が圧倒的多数を占めることが認められるとしても，それが、本件規定の在り方自体から生じた結果であるということはできない。  
　したがって，本件規定は，憲法１４条１項に違反するものではない。

３　もっとも，氏の選択に関し，これまでは夫の氏を選択する夫婦が圧倒的多数を占めている状況にあることに鑑みると，この現状が，夫婦となろうとする者双方の真に自由な選択の結果によるものかについて留意が求められるところであり，仮に，社会に存する差別的な意識や慣習による影響があるのであれば，その影響を排除して夫婦間に実質的な平等が保たれるように図ることは，憲法１４条１項の趣旨に沿うものであるといえる。そして，この点は，氏を含めた婚姻及び家族に関する法制度の在り方を検討するに当たって考慮すべき事項の一つというべきであり，後記の憲法２４条の認める立法裁量の範囲を超えるものであるか否かの検討に当たっても留意すべきものと考えられる。

③憲法２４条　実質的に婚姻の自由を侵害し、個人の尊厳を侵害するといえるか

１　論旨は，本件規定が，夫婦となろうとする者の一方が氏を改めることを婚姻届出の要件とすることで，実質的に婚姻の自由を侵害するものであり，また，国会の立法裁量の存在を考慮したとしても，本件規定が個人の尊厳を侵害するものとして，憲法２４条に違反する旨をいうものである。

２（１）憲法２４条は，１項において「婚姻は，両性の合意のみに基いて成立し，夫婦が同等の権利を有することを基本として，相互の協力により，維持されなければならない。」と規定しているところ，これは，婚姻をするかどうか，いつ誰と婚姻をするかについては，当事者間の自由かつ平等な意思決定に委ねられるべきであるという趣旨を明らかにしたものと解される。  
　本件規定は，婚姻の効力の一つとして夫婦が夫又は妻の氏を称することを定めたものであり，婚姻をすることについての直接の制約を定めたものではない。仮に，婚姻及び家族に関する法制度の内容に意に沿わないところがあることを理由として婚姻をしないことを選択した者がいるとしても，これをもって，直ちに上記法制度を定めた法律が婚姻をすることについて憲法２４条１項の趣旨に沿わない制約を課したものと評価することはできない。ある法制度の内容により婚姻をすることが事実上制約されることになっていることについては，婚姻及び家族に関する法制度の内容を定めるに当たっての国会の立法裁量の範囲を超えるものであるか否かの検討に当たって考慮すべき事項であると考えられる。

（２）憲法２４条は，２項において「配偶者の選択，財産権，相続，住居の選定，離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては，法律は，個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して，制定されなければならない。」と規定している。  
　婚姻及び家族に関する事項は，関連する法制度においてその具体的内容が定められていくものであることから，当該法制度の制度設計が重要な意味を持つものであるところ，憲法２４条２項は，具体的な制度の構築を第一次的には国会の合理的な立法裁量に委ねるとともに，その立法に当たっては，同条１項も前提としつつ，個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚すべきであるとする要請，指針を示すことによって，その裁量の限界を画したものといえる。  
　そして，憲法２４条が，本質的に様々な要素を検討して行われるべき立法作用に対してあえて立法上の要請，指針を明示していることからすると，その要請，指針は，単に，憲法上の権利として保障される人格権を不当に侵害するものでなく，かつ，両性の形式的な平等が保たれた内容の法律が制定されればそれで足りるというものではないのであって，憲法上直接保障された権利とまではいえない人格的利益をも尊重すべきこと，両性の実質的な平等が保たれるように図ること，婚姻制度の内容により婚姻をすることが事実上不当に制約されることのないように図ること等についても十分に配慮した法律の制定を求めるものであり，この点でも立法裁量に限定的な指針を与えるものといえる。  
３（１）他方で，婚姻及び家族に関する事項は，国の伝統や国民感情を含めた社会状況における種々の要因を踏まえつつ，それぞれの時代における夫婦や親子関係についての全体の規律を見据えた総合的な判断によって定められるべきものである。特に，憲法上直接保障された権利とまではいえない人格的利益や実質的平等は，その内容として多様なものが考えられ，それらの実現の在り方は，その時々における社会的条件，国民生活の状況，家族の在り方等との関係において決められるべきものである。

（２）そうすると，憲法上の権利として保障される人格権を不当に侵害して憲法１３条に違反する立法措置や不合理な差別を定めて憲法１４条１項に違反する立法措置を講じてはならないことは当然であるとはいえ，憲法２４条の要請，指針に応えて具体的にどのような立法措置を講ずるかの選択決定が上記（１）のとおり国会の多方面にわたる検討と判断に委ねられているものであることからすれば，婚姻及び家族に関する法制度を定めた法律の規定が憲法１３条，１４条１項に違反しない場合に，更に憲法２４条にも適合するものとして是認されるか否かは，当該法制度の趣旨や同制度を採用することにより生ずる影響につき検討し，当該規定が個人の尊厳と両性の本質的平等の要請に照らして合理性を欠き，国会の立法裁量の範囲を超えるものとみざるを得ないような場合に当たるか否かという観点から判断すべきものとするのが相当である。

４　以上の観点から，本件規定の憲法２４条適合性について検討する。

（１）ア　婚姻に伴い夫婦が同一の氏を称する夫婦同氏制は，旧民法（昭和２２年法律第２２２号による改正前の明治３１年法律第９号）の施行された明治３１年に我が国の法制度として採用され，我が国の社会に定着してきたものである。前記のとおり，氏は，家族の呼称としての意義があるところ，現行の民法の下においても，家族は社会の自然かつ基礎的な集団単位と捉えられ，その呼称を一つに定めることには合理性が認められる。  
　そして，夫婦が同一の氏を称することは，上記の家族という一つの集団を構成する一員であることを，対外的に公示し，識別する機能を有している。特に，婚姻の重要な効果として夫婦間の子が夫婦の共同親権に服する嫡出子となるということがあるところ，嫡出子であることを示すために子が両親双方と同氏である仕組みを確保することにも一定の意義があると考えられる。また，家族を構成する個人が，同一の氏を称することにより家族という一つの集団を構成する一員であることを実感することに意義を見いだす考え方も理解できるところである。さらに，夫婦同氏制の下においては，子の立場として，いずれの親とも等しく氏を同じくすることによる利益を享受しやすいといえる。  
　加えて，前記のとおり，本件規定の定める夫婦同氏制それ自体に男女間の形式的な不平等が存在するわけではなく，夫婦がいずれの氏を称するかは，夫婦となろうとする者の間の協議による自由な選択に委ねられている。

イ　これに対して，夫婦同氏制の下においては，婚姻に伴い，夫婦となろうとする者の一方は必ず氏を改めることになるところ，婚姻によって氏を改める者にとって，そのことによりいわゆるアイデンティティの喪失感を抱いたり，婚姻前の氏を使用する中で形成してきた個人の社会的な信用，評価，名誉感情等を維持することが困難になったりするなどの不利益を受ける場合があることは否定できない。そして，氏の選択に関し，夫の氏を選択する夫婦が圧倒的多数を占めている現状からすれば，妻となる女性が上記の不利益を受ける場合が多い状況が生じているものと推認できる。さらには，夫婦となろうとする者のいずれかがこれらの不利益を受けることを避けるために，あえて婚姻をしないという選択をする者が存在することもうかがわれる。  
　しかし，夫婦同氏制は，婚姻前の氏を通称として使用することまで許さないというものではなく，近時，婚姻前の氏を通称として使用することが社会的に広まっているところ，上記の不利益は，このような氏の通称使用が広まることにより一定程度は緩和され得るものである。  
ウ　以上の点を総合的に考慮すると，本件規定の採用した夫婦同氏制が，夫婦が別の氏を称することを認めないものであるとしても，上記のような状況の下で直ちに個人の尊厳と両性の本質的平等の要請に照らして合理性を欠く制度であるとは認めることはできない。したがって，本件規定は，憲法２４条に違反するものではない。

（２）なお，論旨には，夫婦同氏制を規制と捉えた上，これよりも規制の程度の小さい氏に係る制度（例えば，夫婦別氏を希望する者にこれを可能とするいわゆる選択的夫婦別氏制）を採る余地がある点についての指摘をする部分があるところ，上記（１）の判断は，そのような制度に合理性がないと断ずるものではない。上記のとおり，夫婦同氏制の採用については，嫡出子の仕組みなどの婚姻制度や氏の在り方に対する社会の受け止め方に依拠するところが少なくなく，この点の状況に関する判断を含め，この種の制度の在り方は，国会で論ぜられ，判断されるべき事柄にほかならないというべきである。

第５　その余の上告理由について  
　論旨は，憲法９８条２項違反及び理由の不備をいうが，その実質は単なる法令違反をいうものであって，民訴法３１２条１項及び２項に規定する事由のいずれにも該当しない。

第６　結論  
　以上によれば，本件規定を改廃する立法措置をとらない立法不作為は，国家賠償法１条１項の適用上違法の評価を受けるものではない。上告人らの請求を棄却すべきものとした原審の判断は，是認することができる。論旨は採用することができない。

少数意見

【岡部意見】「氏による個人識別性の重要性はより大きいものであって、婚姻前からの氏使用の有用性、必要性はさらに高くなっていると言わなければならない。」

「96％もの多数が夫の氏を称することは、女性の社会的経済的立場の弱さ、家庭生活における立場の弱さ、種々の事実上の圧力など様々な要因のもたらすところであると言えるのであって、夫の氏を称することが妻の意志に基づくものであるにしても、その意思決定の過程に現実の不平等と力関係が作用しているのである。そうすると、その点の配慮をしないまま夫婦同氏に例外を設けないことは、多くの場合妻となった者のみが個人の尊厳の基礎である、個人識別機能を損ねられ、また、自己喪失感といった負担を負うこととなり、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚した制度とは言えない。」

「夫婦が称する氏を選択しなければならないことは、婚姻成立に不合理な要件を課したものとして婚姻の自由を制約するものである。」

「離婚や再婚の増加、非婚化、晩婚化、高齢化などにより家族形態も多様化している現在において、氏が果たす家族の呼称という意義や機能をそれほどまでに重視することはできない。世の中の家族は多数意見の指摘するような夫婦とその間の嫡出子の身を構成員としているばかりではない。」

【木内意見】「立法最良の合理性という場合、単に、夫婦同氏となることに合理性があるということだけでは足りず，夫婦別氏に例外を許さないことに合理性があると言えなければならないことである。」

「夫婦同氏によって育成に当たる父母が同氏であることが保障されるのは、初婚が維持されている夫婦間の子だけである。

子の利益の観点からいうのであれば、夫婦が同氏であることが未成熟子の育成にとってどの程度の支えとなるか考えるべき。」

＜最高裁の問題点＞

○憲法１３条に該当する部分について

　・氏の変更を強制されない自由が人格権の一内容であるか

氏名は人格権の一内容を構成する（最判昭和６３・２・１６「ＮＨＫ　日本語読み訴訟」

本判決では氏の変更の強制は認められないとした。

○憲法１４条に該当する部分について

　・男女平等の男女平等か機会平等化か

法律では氏の選択を選択性にしているために形式的には平等であるが、実際には夫の姓が選択されていることがほとんどであり不平等とされる。

本判決では、形式的には平等であって、結果的に夫の姓が選択されているという社会的実情が夫婦同氏の制度から導かれた結果であるとは言えないとした。

○憲法２４条に該当する部分について

　・婚姻の自由の侵害か

夫婦となろうとする者の一方が氏を改めることを婚姻届け出の要件とすることで実質的に婚姻の自由を侵害するか。

本判決では、これは事実上の制約になっていても、婚姻の自由を直接制約したわけでないとした。

○夫婦同氏の強制が女性にもたらす問題点

　結婚後、氏変わることを自ら望む女性がいることは間違いないが、しかし結婚後も改姓したくないという女性も増えている。その理由は次の４つ問題が挙げられるからである。

①自分が自分ではないという自己喪失感、違和感

　結婚改姓するということは自分の名前の前半部分が変わることであり、本来の自分の名前が世の中から消え去ることである。国会議員である福島瑞穂はこのことを「自分で自分のお葬式を出すようだ。」と表現し結婚した後も別姓で通すことを決めた。また改姓した名前にも違和感をもつ女性も増えてきている。これは女性の高学歴化により大卒後に職につく女性が増えて、晩婚化しているということが背景に挙げられる。晩婚化するということは生まれたときの名前を使う期間が長くなる女性が多くなるということであり、その分自分の名前に対する愛着が強くなる。

②本人の社会的実績・信用の断絶

　「氏名には個人の識別と同一性の確認という機能がある。」といわれている。弁護士や研究者は、不特定多数の人々から、姓名によってその業績や論文などを識別される、という特質を持つ。研究活動とその成果や業績は原則として個人に帰するものであり、研究者自身とその業績・論文とを結びつけるものは、基本的にはその姓名である。 とくにWeb経由のデータベース全盛の現代において、氏が変わること、そして検索結果から漏れることは、結果として一部の業績・論文が評価対象から漏れることへとつながり得る。検索者(業績評価者)にとっても検索対象者(改姓した研究者・被評価者)にとっても影響が大きいということになる。

③改姓に伴う手続きの煩雑さ

　国家試験による免許状のほかに、最近の女性は自己名義の様々な免許、書類をもっている。（例　パスポート、運転免許証、銀行や郵便局の預金口座、保険証等）結婚改姓をすると、それらの免許、書類の名義を変更しないといけなくなる。改姓手続きにはほぼ必ず、戸籍謄本を添付しなければならなく、それをとりよせる費用や手間なども女性には必要となる。

④結婚、離婚、再婚などのプライバシーが明らかになる。

　姓が変わった、ということになると、まわりの人から少なからず関心を受けることになる。結婚し姓が変わったという場合には、おめでたい、で済む話になるかもしれないが、離婚し旧姓にもどったという場合にも周知されたくない情報が広まることになってしまう。再婚の場合も同様になる。そういった個人のプライバシーに関わることが、氏性が変わるということでいやでも明らかになってしまう。

○夫婦別氏に対する反対意見

　夫婦別氏に対する反対する人たちは以下２つのことを根拠に反対している。

①家族の一体感が失われる。共同意識の欠如

　日本の夫婦同氏制度は、結婚しても夫又は妻の氏を名乗ることのできない、中国や韓国の別氏制度よりも、より深い絆をもった夫婦関係、家族関係を構築することができる。また日本では、この夫婦同氏は、日常極めて普通のこととして、一般人にとって何も疑問を覚えるようなことは無く、何の不都合も感じない家族制度である。夫婦別氏制度の導入により、共同体意識よりも個人的な都合を尊重する流れを社会に生み出し、ごく普通の一般大衆にとって、結果としてこのような社会の悲しい風潮を助長する働きがある恐れがある。

②子どもの氏に対する問題

　子供の姓について。別姓を選択すれば、どのような方法をとっても、必ず子供は両親のどちらかと違う氏ということになる。しかし、両親のどちらかと氏が違うことをあえて希望する子供はほぼいない。つまりどんな形の別氏であっても、子供にとっては別氏の「強要」になる。「選択は自由だから別姓を」と言われているが、「親の自由は子供の不自由」でもある。

○国際的にみた夫婦別氏

日本のように夫婦同氏を強制する国はほぼない。以前はタイも同氏強制であったが、現在は、強制はしていない。

アメリカ、ドイツ、イギリス、オーストラリアは、女子差別撤廃条約の批准を受け、選択的夫婦別氏制度をとっている。割合的には確かに同氏にする方が多いが結婚後、複合姓を用い自分の氏を残すという選択をしている女性も多い。

フランスにおいては、特段氏に関する民法規定はないが、婚姻中も自分の氏を保持して夫の氏は使うものであるという考え方が主流である。

また韓国、中国、カナダのケベック州においては夫婦別氏が法律として、規定されており結婚後も夫婦で氏を同じにすることはできない。

※複合姓とは

　キリスト教徒のミドルネームに相当する部分に自分の姓名を使用したり、自分の姓と夫の姓をハイフンで繋げて名乗る方法。（例　クルム伊達公子）

日本人同士で複合姓を利用する場合

荒井　宇弘（夫）×新井（妻）　→　荒井＝新井　宇弘

Ⅱ．　選択的夫婦別氏制度の内容

【平成８年答申　法制審議会答申｢民法の一部を改正する法律案要綱｣】(以下【平成８年答申】と表記)には以下の内容が書かれている。原文はⅢに記載。

１．夫婦の氏をどう定めるか(→【平成８年答申】第三の一)

　　現在；結婚する時、男女どちらの氏にするか決め同じ氏を名乗らなければならない。

　　　　　結婚以前の男女どちらの氏でも良いが、実際はほとんど男の氏を選んでいる。

　　答申の案；結婚する時、男女どちらの氏にするか決め同じ氏を名乗ってもよいし、

　　　　　　　希望する夫婦が結婚後にそれぞれの結婚前の氏を名乗ることも認める。

* 【比較】例外的夫婦別氏制度(→【平成8年答申】に書かれていない)

　　　　現在の制度を原則としつつ，例外的に夫婦が結婚後にそれぞれの結婚前の氏を名乗ることも認めるという考え方。例外であるので、別氏夫婦から原則である同氏夫婦への転換のみを認める制度とすることが考えられている。

　　　　cf. 選択的夫婦別氏制度では同氏夫婦と別氏夫婦を対等なものと位置付けている。

* 【比較】事実上の夫婦(事実婚)(現在は別氏を選択するには事実婚するしかない)

　　　　事実上の夫婦；婚姻届を出していない＝法律上の夫婦ではない

　　　　制度ができた際の別氏夫婦；法律上の夫婦

* 選択的夫婦別氏制度が導入された場合、別氏夫婦と同氏夫婦で違いはあるか

　　　　別氏夫婦と同氏夫婦とは、夫婦が同じ氏を名乗っているか、別々の氏を名乗っているかという点が違うだけで、その他の点では両方の夫婦に違いはない。もちろん，夫婦間の権利義務や子どもに対する親の責任や義務についても、別氏夫婦と同氏夫婦とで異なるところはない。

２．子どもの氏をどう定めるか

（１）婚姻の際にあらかじめ子どもが名乗るべき氏を決め、子どもは全員同じ氏を名乗る。

　　(→【平成8年答申】第三の二)

（２）嫡出子、養子など想定される様々な場合に対応する規定

(→【平成８年答申】第四の一、二)

（３）別氏夫婦の子どもの氏の変更方法(→【平成8年答申】第四の三)

　　特別の事情の存在と家庭裁判所の許可があれば、別氏夫婦の未成年の子どもが両親の婚姻中に自分の氏を両親のいずれか一方の氏に変更することは可能とする。

第四　子の氏

　 一 　嫡出である子の氏

　 　 　嫡出である子は、父母の氏（子の出生前に父母が離婚したときは、離婚の際における父母の氏）又は父母が第三、二により子が称する氏として定めた父若しくは母の氏を称するものとする。

　 二 　養子の氏

　 　 １ 　養子は、養親の氏（氏を異にする夫婦が共に養子をするときは、養親が第三、二により子が称する氏として定めた氏）を称するものとする。

　 　 ２ 　氏を異にする夫婦の一方が配偶者の嫡出である子を養子とするときは、養子は、１にかかわらず、養親とその配偶者が第三、二により子が称する氏として定めた氏を称するものとする。

　 　 ３ 　養子が婚姻によって氏を改めた者であるときは、婚姻の際に定めた氏を称すべき間は、１、２を適用しないものとする。

　 三 　子の氏の変更

　 　 １ 　子が父又は母と氏を異にする場合には、子は、家庭裁判所の許可を得て、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、その父又は母の氏を称することができるものとする。ただし、子の父母が氏を異にする夫婦であって子が未成年であるときは、父母の婚姻中は、特別の事情があるときでなければ、これをすることができないものとする。

　 　 ２ 　父又は母が氏を改めたことにより子が父母と氏を異にする場合には、子は、父母の婚姻中に限り、１にかかわらず、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、その父母の氏又はその父若しくは母の氏を称することができるものとする。

　 　 ３ 　子の出生後に婚姻をした父母が氏を異にする夫婦である場合において、子が第三、二によって子が称する氏として定められた父又は母の氏と異なる氏を称するときは、子は、父母の婚姻中に限り、１にかかわらず、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、その父又は母の氏を称することができるものとする。ただし、父母の婚姻後に子がその氏を改めたときは、この限りでないものとする。

　 　 ４ 　子が十五歳未満であるときは、その法定代理人が、これに代わって、１から３までの行為をすることができるものとする。

　 　 ５ 　１から４までによって氏を改めた未成年の子は、成年に達した時から一年以内に戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、従前の氏に復することができるものとする。

【参考文献】

「これからの選択　夫婦別姓」東京弁護士会　日本評論社

夫婦別姓　世論調査　法務省

<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji36-05.html>

1. [↑](#footnote-ref-1)
2. [↑](#footnote-ref-2)